



前原中だより

船橋市立前原中学校

第2号

令和8年5月1日発行

- 教育目標 「調和のとれた人間性豊かな生徒の育成」
- (1) 確かな学力・自ら学んでいく生徒を育成する
 - (2) 豊かな心・他者を思いやる生徒を育成する
 - (3) 健やかな体・健康で活力のある生徒を育成する

芽吹きのエネルギー

前原中学校長 後藤 洋美

新年度を開始して間もなく一ヶ月となります。授業が始まり、メリハリのある学校生活を送るとともに、生徒の手による新入生歓迎会や部活動集会、学年毎の集会や様々なテーマで学ぶ充実した日々をスタートさせました。昼休みのグランドひとつとっても、エネルギッシュで健康的な明るい笑い声を、目にも耳にも、新緑の風景とともに感じるすることができます。学校敷地内のそこかしこに色とりどりの花々が咲き誇る陰には、手入れをし、育ててくださる「人の手」があることを忘れないでほしいと思います。

さて、校舎と体育館をつなぐ2階の長い廊下には、全校生徒が心がけなければならない、ほんの短い距離のゾーンがあります。始業式で、「廊下を並んで歩く皆さんの態度は整然としている。」と話しました。担任の先生を先頭に、クラスの誰もがそのゾーンの静寂を守り行動することができるのは、とてもすごいことです。歩数を数えれば何歩でもないサイレントゾーンですが、その短い距離にあるのは、保健室、職員室、校長室ですね。歩行する皆さんからは見えない室内を想像し、ゾーンの意味を考え、誰と通り過ぎても気遣いのできる前中生であってほしいと願います。「静かに通らしましょう。」という先生方の声がかき消えるよう。

5月は、校外学習と修学旅行が控えています。学校外で学習する大きな学校行事は、すでに進めている準備や事前学習の段階からもう始まっています。実行委員を中心に、クラスや班での話し合いをする場があると思いますが、一人ひとりがしっかり考え、自分の言葉で意見やより良い考えを発信できていますか。また、お互いに思いやりながら活動できていますか。活動の一つひとつを大切に、自分自身の成長につなげましょう。

保護者や地域の皆様には、各部活動の春の大会会場に足を運んでいただき、温かい応援をありがとうございます。特に3年生は、夏の総体もそう遠くはありません。自分らしさが発揮されるスポーツや文化芸術において、誰もが輝いています。保護者や地域の皆様の御理解と御支援のたまものと感謝しております。あわせて、4月18日(土)に開催されましたPTA総会では、新旧事務局員及び会計監査員の方々と、前原ならではの主旨や今年度の活動の方向性を確認することができました。一年間、教育活動に対する御協力の程、よろしく願い申し上げます。

学校と教育委員会からのお知らせ

◇ 学校から保護者に発信する携帯電話について

学校の発信専用携帯電話番号から、各ご家庭の緊急連絡先等に発信する場合があります。未登録番号からの着信拒否などの設定をされている場合は、学校の発信専用携帯電話番号からの発信を着信できるよう登録してください。

前原中学校 発信専用携帯電話番号：080-3708-5864

・学校に電話連絡する際は、今までどおり学校の固定電話にお電話ください。

固定電話番号：047-478-6831

・携帯電話運用時間

(中学校の場合) 原則 平日 午前8時～最終下校時刻から30分後

※学校の留守番電話設定時間は電源を切っている場合があります。

【留意事項】

- ・校外学習や修学旅行等学校行事の際は、持ち出し電話となります。その場合、緊急連絡先となりますので、該当する学年や学級には、事前にお知らせします。
- ・ケガなどの急な対応により、校外にて保護者との直接連絡先としても使用します。

◇ 学校ネットパトロール実施について

船橋市教育委員会では、児童生徒がインターネット上でのトラブルに巻き込まれる危険性がある書き込みや不適切な画像等の早期発見・早期対応を行うことで、いじめや犯罪被害等から児童生徒を守るために、学校ネットパトロールを実施しております。

つきましては、特に問題のある投稿・書き込み等が検出された場合には、投稿削除などのご協力をいただくこともございますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

また、インターネットのサイト上に誹謗中傷や個人情報等が掲載されている等、気になることがございましたら、学校または船橋市青少年センターへご連絡ください。

船橋市青少年センター 047-431-2315

◇ モバイルルーター等貸し出しについて

今年度も1人1台端末をご家庭で活用(緊急時のオンライン授業への参加や家庭学習)するにあたり、インターネット環境がないご家庭に、船橋市からモバイルルーターの貸与があります。SIMなしとなりますので、SIMの利用契約や利用にかかる費用等はご家庭の負担となります。また、就学援助認定家庭や生活保護受給家庭には、通信機能付き(SIM付き)モバイルルーターを貸与します。(インターネット環境が整った家庭や転出等でモバイルルーターが必要なくなった場合は、回収いたします。)

つきましては、ご希望されるご家庭は学校(担当:教頭)までご連絡ください。